

チェコ共和国産業貿易省
及び
日本国経済産業省
による
覚書(Memorandum of Cooperation)

チェコ共和国産業貿易省及び日本国経済産業省(以下、「参加者」という。)は、

2003年8月にプラハで署名された「日本国とチェコ共和国の戦略的パートナーシップに向けた共同声明」や、最近の両国関係100周年記念を含む、参加国間の素晴らしいレベルの関係を想起して、

G7 気候・エネルギー・環境大臣コミュニケ 2023(2023年4月16日、札幌)のパラグラフ70に引用されているように、「価値観を共有する同志国」及び「原子力の使用を選択する国」としてのチェコ共和国と日本国との協力の重要性を認識して、

チェコ共和国及び日本国が、安全性の高い原子力関連技術において広範かつ実りある経験を有し、原子力発電所の安全性向上及び人材育成を含む原子力分野において大きな協力可能性があることを考慮して、

気候変動への闘いに公平に貢献するために、エネルギー部門の転換の加速や、より持続可能で低炭素な国内エネルギーミックスの必要性を確信して、

国内エネルギーミックスにおける原子力ならではの位置付けや、科学、研究、技術革新及び知見向上の分野を含む、更なる発展の必要性を確信して、

小型モジュール炉(以下「SMR」という。)を含む革新炉(以下「AR」という。)の開発における協力を、相互に希望することを再確認して、

後述の理解に至ることとなった。

I. 目的

本覚書の主な目的は、現在の先進的な原子力システムおよび将来の原子力システムに関連する原子力サプライチェーンの強化、産業協力、研究開発における互恵的な協力の可能性を探ることである。

本覚書は、以下の3つの主要分野を目的としている。

1. 原子力サプライチェーンの強化：素材・部品の製造、供給能力及び技術開発において、より柔軟で効果的なサプライチェーンを実現させること
2. 既設原子炉の再稼働及び(又は)長期運転を支援するための産業協力と、過酷事故対策にもフォーカスした安全性を向上させること
 - a) 設計基準事故及び過酷事故シナリオのための実験及びモデリング支援
 - b) 保全及び経年劣化管理プログラムを支援するための構造健全性分析
 - c) 改修及び保全プログラムのための非破壊検査手法や特定のマニピュレーターの開発
 - d) 事故耐性燃料の導入及び能力検証
3. 各国の大型試験インフラを活用した、現行(軽水炉)及び革新炉に関する研究開発や、先端材料や核燃料を含む新技術の開発を支援し、それらの産業的实施のための適切な能力を提供すること

II. 背景

チェコ共和国産業貿易省は、この分野における国際協力を含むチェコ共和国のすべての原子力活動を調整することを任務とする。

日本国経済産業省は、日本のすべての産業用原子力活動を調整することを任務とする。

III. 協力の形態

参加者は、協調的かつ互恵的な方法でそれぞれの活動を行うことを望んでいる。参加者は、以下のことを行うことができる。

1. 民間部門のイニシアチブを促進し、様々なプログラムを通じて事業創出とオープンイノベーションを強化するとともに、原子力産業及び国際協力に関して他産業の企業やスタートアップ企業と関わりを持つこと
2. 学術・研究分野におけるイニシアチブを推進し、主要な機関を巻き込み、協力的なプロジェクトを支援すること
3. 福島第一原子力発電所の廃炉に関する国際社会の理解促進を含め、原子力発電に対する国民の理解を深めること
4. 原子力関連技術開発のためのベストプラクティスを共有すること
5. セミナー、ワークショップ、ビジネスマッチング、政策対話、展示会、会議など、それぞれのイベントを共同で開催すること

参加者は、本覚書に基づく協力の実施に関連するすべての費用を自ら負担する意向とする。

2023年5月4日、プラハにて、英語の原本2部により署名する。